

都道府県

指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する周知広報について（協力依頼）**

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）が支給されることとなりました。

本給付金を担当している厚生労働省子ども家庭局低所得子育て世帯特別給付金業務室において、周知広報用チラシを作成したとのことで共有がありましたので、支援において御活用いただくため、各都道府県におかれては、貴部局所管の自立相談支援機関等の支援関係機関に御案内いただくとともに、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

**記**

**1. 周知方法**

自治体におかれては、自立相談支援機関等の支援関係機関に対して、別添の周知広報用チラシを共有いただき、本給付金の支給対象者となることが考えられる相談者等へ御周知いただけるよう、御案内のほどよろしくお願いいたします。

自立相談支援機関等の支援関係機関におかれては、相談者等が来所する窓口に当該チラシを設置いただくとともに、必要に応じて個別に配布いただく等、本給付金について御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、本方法は一例であり、各機関において、より効果的な周知方法について御検討・御実施いただいても差支えありません。

**2. 周知時期**

本事務連絡を御確認いただき、準備が整い次第、御周知をお願いします。（本給付金の申請受付開始時期は、市区町村ごとに定めることとなっています。）なお、周知期間としては、可能な限り、令和３年度内いっぱいを目途にお願いします。

### **３．支給対象**

本給付金は、令和３年３月３１日時点で１８歳未満（障害児の場合は２０歳未満）の児童（令和４年２月末までに生まれた新生児等を含む）を養育する父母等であり、かつ、令和３年度分の市町村民税均等割が非課税又は令和３年１月１日以降家計が急変し令和３年度分の市町村民税均等割が非課税相当となった方を対象としています。

### **４．添付資料**

本給付金に係る周知広報用チラシ

#### **<連絡先>**

厚生労働省子ども家庭局総務課

低所得子育て世帯特別給付金業務室

TEL：03-5253-1111（8406）

E-Mail：kosodatekyuufu@mhlw.go.jp



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

## 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

### 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② { ■ 令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方  
または  
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

### 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

**0120-811-166** (受付時間: 平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

### 3.給付金の支給手続き

#### I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

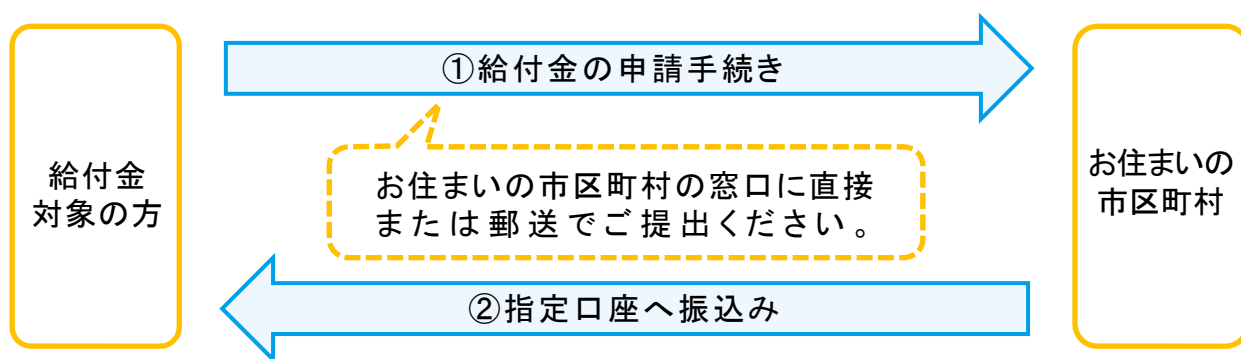
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

##### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

#### II. 上記以外の方(例:高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



- ・以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
- ・配偶者が給付金を受給済みか、ご自身が給付金対象者かなど、分からない点は、お住まいの市区町村の給付金担当窓口までご相談ください。



4月以降に子どもを連れて離婚しました(離婚前提で別居しました)。(元)配偶者は低所得ではないため、給付金対象外(または未受給)です。私は所得等の要件は満たしていますが、どうすれば受給できますか？

- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者の場合、児童手当の受給者変更を行っていただければ、本給付金については基本的に**申請不要**で受給できます。
- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者でない場合(子どもが高校生のみの場合など)、給付金の**申請を行ってください(期限:令和4年2月末)**。

※ 別途要件を満たせば、申請によりひとり親世帯分給付金のほうを受給できる場合もあります。



児童手当の受給者変更は離婚成立後でないとできませんか？

- ▶ 離婚協議中で別居している場合、DV避難中の場合等も変更できます。

#### 離婚協議中であることを明らかにできる書類(一例、児童手当準拠)



- 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- 公的機関が発行した書類(家庭裁判所における事件係属証明書など)
- 弁護士等、第三者により作成された書類  
(離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など)

など、離婚意思が相手方に表明されていることが客観的に確認できる書類



配偶者からDVを受け、子どもを連れて避難しています。配偶者が給付金を受給しないようにできますか？

- ▶ お住まいの市区町村の給付金担当窓口へ、DV避難中である旨お申し出ください。配偶者に既に給付金が支給済みでなければ、支給を差止めできます。(住民票を移していなくても、お住まいの市区町村で手続きできます。)

#### DV避難中であることを明らかにできる書類(一例、児童手当準拠)



- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本及び確定証明書 等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書  
(+ 配偶者の健康保険の扶養外 又は 別世帯で国保加入 となること)

※ このほか、配偶者が児童を監護し生計を同じくしていないと客観的事実に基づき判断できる場合には、市区町村判断で対応可能

(具体例) ・母子生活支援施設や婦人保護施設等に母子ともに入所  
・配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合 等



(元)配偶者が給付金受給済みです。私は給付金を受給できませんか？

- ▶ 別途要件を満たせば(離婚成立又はDV保護命令が出ていること等)、**同額のひとり親世帯分給付金**を受給できます。ひとり親世帯分の「家計急変」時の手続きに沿って、**申請を行ってください(期限:令和4年2月末)**。